

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年長崎市告示第 156 号）第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 3 日

長崎市長 鈴木 史朗



1 業務の概要

(1) 業務名

史跡「出島和蘭商館跡」復元建造物等展示基本設計業務委託

(2) 業務内容

史跡「出島和蘭商館跡」復元建造物等展示基本設計業務委託に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

(4) 履行場所

史跡「出島和蘭商館跡」（長崎市出島町 6 番 1 号）

(5) 予算額

4,070,000 円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「その他室内装飾・家具・木工品」、「文化財関連業務」の 2 業種で登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定による指名停止措置の期間中でない者であること並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定による入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者でないこと。

- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないこと。
- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。
- (8) 業務の管理及び総括等を行う主任担当者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置できる者であること。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、本市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に長崎市文化観光部出島復元整備室まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和 7 年 10 月 14 日（火）まで（長崎市の休日を定める条例（平成 5 年長崎市条例第 35 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。）午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで。

(2) 説明書の交付場所

長崎市出島町 6 番 1 号

長崎市文化観光部出島復元整備室

（電話：095-829-1194）

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和 7 年 9 月 16 日（火）午後 5 時 30 分必着（提出期限内に 3(2)の場所に到達していること。）

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。なお、電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

ア プロポーザル参加表明書（第 1 号様式）

イ 担当者連絡先（様式ア）

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

通知予定日 令和7年9月18日（木）

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式シ）を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより下記(3)に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和7年9月18日（木）午後5時30分必着

(3) 質問書送信先

文化観光部出島復元整備室

E-mail : dejima@city.nagasaki.lg.jp

ファクシミリ : 095-811-1050

(4) 質問に対する回答

令和7年9月24日（水）午後5時30分までに質問を取りまとめ、直接電子メール又はファクシミリで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提案書の提出期限

令和7年10月17日（金）午後5時30分必着（提出期限内に3(2)の担当課に到達していること。）

(2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、12の担当課に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提

出は受け付けない。

8 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無 有

提案書の提出者が5者を超える場合は、特定審査委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく1次審査を実施し、5者に絞り込んだ上でヒアリング（説明及び質疑応答）を実施するものとする。

ただし、提案書の提出者が5者を超える場合であっても、市長が5者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(2) ヒアリング予定日 令和7年10月23日（木）

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。

(3) 出席者

3人以内とする。

(4) その他

ヒアリングは原則ペーパーレスで行うものとする。

また、説明は事前に提出された提案書を用いて行うこととし、資料の追加は認めない。

9 受託者の決定

- (1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

ア 評価基準

※の評価項目はヒアリング実施時に審査する

評価項目	提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織評価	履行実績	提案者が令和2年度以降公告日までに完了した同種業務の実績について評価する。 A(10点): 同種業務実績があり、実績の内容・成果が本業務と同規模又はそれ以上の規模で、かつ、3件以上にある。 B(6点): 同種業務実績があり、実績の内容・成果が本業務と同規模相当であるが、3件未満である。 C(2点): 同種業務実績があるが、実績の内容・成果が本業務に比し見劣りする。	10
	※実施体制	組織計画書(様式イ) 業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるかを総合的に評価。 A(10点): 担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できる。 B(5点): 担当者の配置や構成が明確であるが、迅速・柔軟に対応できるか不明である(不安がある)。 C(0点): 担当者の配置や構成が明確でなく、迅速・柔軟に対応できない恐れがある。	10
担当者評価	主任担当者の履行実績	主任担当者が令和2年度以降公告日までに担当した同種業務の実績について評価する。 A(10点): 3件以上 B(6点): 1～2件 C(0点): 0件 主任担当者の業務に対する資格又は実務経験について総合的に評価する。 A(10点): 業務に対する資格、実務経験がある。 B(6点): 業務に対する資格はないが実務経験がある。 C(0点): 業務に対する実務経験がない。	10 10
※実施方針等評価	(ア) 業務実施方針	業務実施方針(様式ケ) ※任意様式も可 本業務の目的、重要性、条件、内容等の理解度を評価する。 10点: 非常に優れている。 8点: 優れている。 6点: 本業務に支障がない程度である。 4点: 劣っている。 0点: 非常に劣っている。	10
	(イ) 業務実施体制	業務実施体制(様式力) ※任意様式も可 本業務を進めるにあたっての業務従事者の経歴や配置等の実施体制について評価する。 10点: 対応が非常に期待できる。 8点: 対応が期待できる。 6点: 本業務に支障がない程度である。 4点: 対応が不安である。 0点: 対応が非常に不安である。	10
※提案内容評価	(ア) 業務の実施手法	本業務の工程計画について、業務フローが本業務と整合しているか、業務量や進捗を把握できるものになっているか評価する。 10点: 妥当性が非常に高い。 8点: 妥当性が高い。 6点: 本業務に支障がない程度である。 4点: 妥当性が低い。 0点: 妥当性が非常に低い。	10
	(イ) 基本設計業務	基本設計の手法・進め方が論理的・合理的であるか評価する。 10点: 妥当性が非常に高い。 8点: 妥当性が高い。 6点: 本業務に支障がない程度である。 4点: 妥当性が低い。 0点: 妥当性が非常に低い。 史料「出島と蘭商館跡」の展示方針を的確に理解しており、展示内容の方向性などが現実的であるか及び保存活用計画、その他の計画の内容を踏まえ、且つ展示資料の特性を考慮した計画であるか評価する。 20点: 非常に優れている。 16点: 優れている。 12点: 本業務に支障がない程度である。 8点: 劣っている。 0点: 非常に劣っている。	10 20
	(ウ) 合意形成	関係者の意見の反映方法等、合意形成の進め方について評価する。 10点: 非常に優れている。 8点: 優れている。 6点: 本業務に支障がない程度である。 4点: 劣っている。 0点: 非常に劣っている。	10
	(エ) プレゼンテーション(質疑応答含む)	質疑への応答は適切であるか、業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか評価する。 10点: 非常に優れている。 8点: 優れている。 6点: 本業務に支障がない程度である。 4点: 劣っている。 0点: 非常に劣っている。	10
	合 計		120
参考見積	最も優れた評価が同点になったときは、提案内容評価の点が高い者をもって受託候補者に特定する。さらに、提案内容評価が同点になったときは、参考見積額の低い者をもって受託候補者に特定する。 【提案書類】参考見積書(様式オ)		

イ 特定審査委員会の委員名は、次のとおりとする。

区 分	所 属	職 名	氏 名
1 (委員長)	文化観光部	部長	前田 孝志
2 (委員・職務代理者)	文化観光部出島復元整備室	室長	元尾 賢治
3 (委員)	文化観光部観光政策課	課長	柴田 恭郎
4 (委員)	文化観光部文化財課	課長	岩永 貴博
5 (委員)	文化観光部長崎学研究所	所長	水田 光一
6 (委員)	文化観光部出島復元整備室	専門官	山口 美由紀

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和7年10月28日(火)(予定)に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容(仕様書等)については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴収している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴収する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例(平成13年長崎市条例第28号)に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書

に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

(7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

ア 提案資格を満たさないこととなった場合

イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

(8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

(9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

担当課

〒850-0862

長崎市出島町6番1号

長崎市文化観光部 出島復元整備室

電 話 095-829-1194

FAX 095-811-1050

電子メールアドレス dejima@city.nagasaki.lg.jp